

第二十四回

委員の異動

五月二十二日委員木村總太郎君辭任につき、その補欠として高橋衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君  
理事

委員

青柳 秀夫君  
井上 清一君  
木島 虎藏君  
西郷吉之助君

佐藤清一郎君  
江田三郎君  
菊川孝夫君  
田畑金光君  
松浦清一君

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 吉田  | 豐田  | 廣瀬  | 堀   |
| 法晴君 | 雅孝君 | 久忠君 | 眞琴君 |

|      |      |    |    |
|------|------|----|----|
| 政府委員 | 國務大臣 | 船田 | 中君 |
|------|------|----|----|

|        |    |     |
|--------|----|-----|
| 防衛政務次官 | 永山 | 忠則君 |
| 防衛庁次長  | 増原 | 惠吉君 |

|         |        |
|---------|--------|
| 防衛庁防衛局長 | 林 一夫君  |
| 官官房長    | 門叶 宗雄君 |

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 防衛庁教育局<br>長事務取扱 | 都村新次郎君 |
| 防衛庁人事局長         | 加藤陽三君  |
| 防衛庁経理局長         | 北島武雄君  |
| 防衛庁装備局長         | 小山雄二君  |
| 事務局側            |        |

常任委員  
會專門員  
杉田正三郎君

今日の会議に付した案件

○国防會議の構成等に関する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長（青木一男君）　これより内閣委員会を開きます。

委員變更についてお知らせいたしました。  
五月二十二日付をもって木村篤太郎  
君が辞任されまして、高橋衛君が選任  
されました。

○委員長(青木一男君) 国防会議の構成等に関する法律案を議題に供して質疑を行います。

○江田三郎君 委員長ちよつと速記を

○委員長(青木一男君) 速記停止。  
〔速記中止〕  
○委員長(青木一男君) 速記開始。  
○堀藏等君 私はまづ防衛庁を国防省

ことについて、昨日松浦君の質問に對

し、長官は現在にそなうことを考えてもいないし、研究もしておらず、こういう御答弁があったわけですね。しかしあなたの前の長官である砂田さんが、いわゆる砂田放言といわれ

た数々の放言の中に、防衛庁を国防省

あるいはその他の独立の省にしようという考え方があることを明確にされて、そうしてそのための検討もある程度しているんだ、こういう御答弁であつたわけです。昨日の船田長官の答弁に

よりますという、現在は研究もしておらぬ、こういうお話であります、しかし少くとも自衛のための軍隊が必要である、こういう見解をとつていられる政府の立場から申しますという

と、ファンクションといいますが、国家の機能という観点から申しまして、軍事的な機能を独自の機能と考へるであらうということはいうまでもないし、それからまた、近代国家の成立当初からの国家のファンクションという立場から見えていくならば、当然防衛あるいは自衛のための行政機構上に独立の

省が必要になるということは、あなた方の立場からいえば、当然考えられることだと思つてゐます。従つてこの点に關しまして、昨日の松浦君の質問に対する答へでは、必ずしも納得が得られ

きない。もし私が軍隊が必要である、自衛のためには軍隊をどうしても置かなければならぬという論者であるとすると、当然そういうことは考えな

ンクションという立場、国家の政治機

館と申しますが、そういう考えの方から申しまして、防衛庁を国防省にするという考え方は、依然としてお持ちにならない、研究もしていない、こういう立場なのかどうか、それを重ねて、ま

ず最初にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(船田中君) 昨日私が松浦委員の御質問に対してお答え申し上げましたときに、ただいま堀委員の御指摘になりましたような点において、多少誤解があったように思います。それ

は昨日の御質問の主たる要点は、調達庁の問題にあつたわけでございまして、調達庁を防衛庁に統合するかどうかという問題に關連いたしました。今直ちにそのことを考え、また調達庁を

防衛庁に統合するから防衛庁を国防省に昇格しなければならぬ、そういうふうには、その間に不可分の連絡関係があるという、そういう意味において国防省の設置ということを考えておるのではないという趣旨を申し上げたわけでございます。ただいま閣員が、おっしゃったように、今日防衛関係の

仕事は、相當に國家の機能のうちにおいて大きな役割をいたしておりまするし、また、防衛庁及び自衛隊の規模が、とにかく相當大きくなっております。

して他の省に比較をいたす。たゞ、  
ば、優に一省をなすだけの規模になつ  
ておるわけでございますから、私とい  
たしましては、できれば防衛省あるい  
は国防省という一省に昇格することが  
望ましいとは考へておるのだから、ま

す。ただ、先ほどお断わり申し上げま

したように、現在問題になっており、する調達庁の移管の問題あるいはこれを統合するという問題と関連して、今直ちに国防省を設置するということを考えておるわけではない、かような趣

旨で申し上げた次第でございまして、

その間におきまして多少私の発言の趣味がはつきりいたしておらなかったことがあられるかもしれませんが、ただいま申し上げるように私は考えておる次第でございます。

○堀眞琴君 私は、調達庁を防衛庁の  
中に移管しようとしまいと、そういふ  
ことは第二の問題だと思ふのです。第  
一の問題は、やはり自衛のための軍  
を必要とする立場からいへば、当然

家機能としての軍事というものを相対  
重大視しなければならぬし、それから  
の仕事の量が多いとか少いとかいう  
うなことは、これまた私はそう大した問  
題ではないと思う。少くとも近代国家  
が近代国家として発足した当初から、  
国家機能の沿革あるいはその発展等か  
ら見て、当然あなたの方の立場におい

は、国防省なり防衛省なりということ  
は考えられてしかるべきだという工合  
に結論されてくるわけなんです。今の  
お話ですと、長官の個人の考えとして  
は、当分はとにかくとして、將來は

循省なり国防省にしたいというお話の  
 ようであります、その点もう一度確  
 認したいと思えますから、明確に  
 おっしゃっていただきたいと思うん  
 です。

○國務大臣(船田中君) 大体ただい

堀委員の御指摘になりました。え方において研究調査は続けてやっております。ただこの問題につきましては、本年の初め、行政機構の改革の問題が起りましたときに、一応話題には



連の権利を交戦権というより政府は解釈をしておられるわけでございます。

○堀眞琴君 きわめて明確に交戦権の概念を説明されたと思うのです。それはその通りだと思ふのです。そういう交戦権を持たないというのを憲法で規定したわけですから、規定したというよりは、むしろ内外に宣言したと言つた方が當つていられるかもしれません。そういう交戦権を持たない日本の自衛力は、外国からの侵略があり、戦争しなければならぬ、こういう場合に、その上から言つて、結局日本の自衛力といふことも、これとどういふ形で戦争をすることが出来るのか、国際法上の交戦権を持たない日本の戦争といふものをどのようにごらんになつてゐるのか、それを御説明願ひたいと思ふ。

○國務大臣(船田中君) 自衛権の行使といふことは、必ずしも交戦権の問題と今御指摘のような密接不可分の因果關係を持つてゐるというふうには私は見ないでいいのではないかと存じます。すなわち自衛権の行使といふことは、侵略があり、自衛のために、これに武力行使をする、事実上において武力行使をする、こういうことでありますから、交戦権を憲法九条において放棄しておりました、その自衛権の発動としての武力行使はできる、それは憲法の否定しておることはない、かように私は考えます。

する占領行政の問題であるとか、そういう問題もありますが、同時にまた交戦権は、もちろん交戦団体といふのも、一応戦時国際法上認められた権利の行使に、権利に基いて武力行動をやるわけですから、従つて交戦権を持たない武力の発動、あるいは武力の行使といふことは、これは結局において国際法上からはナンセンスだ、こう見ても差しつかえないと思ふのですが、その点はいかかなのですか。

○國務大臣(船田中君) 交戦権を伴わない、事実上の武力行使、すなわち侵略に対する正当防衛としての反撃、武力行使といふことは、非常な不完全なものがあると思ふ。国際法のいふゆる戦争状態になつた場合における法律上の手続、あるいは法律上の立場から言へば、非常に不完全なものだとは考えますけれども、しかし交戦権を放棄したとしておいても、武力行使はできる。すなわち自衛のための武力行使はできる、私はそういうふうには考えます。また政府もその方針を今までとつてきておられるわけでございます。

○堀眞琴君 たとえば具体的に申し上げます、ある国が日本に侵略をした。その侵略に対抗するために自衛上日本が武力を発動した、そこで戦争になります。その戦争は、たとえば日本の国土内、日本区域の中で行われる場合ももちろん問題があると思ひますが、さらにまたその戦争のためには、たとえば日本海に、あるいは太平洋の公海上にもさらに戦艦行爲が発展していくという場合も考えられます。そういう場合、たとえはあなたのあげてゐる中立国の船舶に対する交戦国としての権利といふことは行われな

いけません。中立国の船舶が、たとえば敵国に対して禁制品を運んでいくとか、あるいは禁制品ばかりではなくて、敵国の軍人をも輸送するといふような事象が起つた場合には、これに対して何らの権利もこちらの側にはない、こういうことになりませんか。そういう場合、果して有効な国内の防衛ができるかどうかといふ問題になつてくるだらうと思ふ。その点はどういふ工合に考えになつていられますか。

○國務大臣(船田中君) もし日本の国土に侵略が起つたといふような場合に、おいては、現在におきましては日米安保条約の規定によりまして、まず日本政府とアメリカ政府との間においていかなる共同措置をとるかといふことについてまず協議をする。それでその場合には、憲法なり国内法の範囲内における自衛行動をとる、こういうことになると思ひます。従ひまして今御指摘のやうな場合においては、おそらくアメリカ側でそういう問題を負担するといふことになるかと存じますが、その侵略の形態、規模等によりまして、そのとき具体的にきまつていく問題でございますが、大體行政協定二十四条の規定によりまして、そういうやうな場合には、直ちに日本政府とアメリカ政府との間において、いかなる共同措置をとるかといふことについて協議をするといふことになるかと存じます。

○堀眞琴君 次の問題は、日本の防衛計画に關する点であります。その第一点は、アメリカの防衛計画との関連、この問題も昨年の同じ法案が出ました二十二国会においては相当論議の対象になつた問題です。しかし

その際にも、この問題に關しては必ずしも十分な説明が得られないので、野党側と申しますか、私どもの方では納得できなかった問題であります。というのは、日本の防衛計画は、日本の独自の立場でこれが行われてゐるかどうかといふ問題、もっと具体的に言ふならば、日本の防衛計画はアメリカの防衛計画の一環として組み入れられてゐるのではないか。もちろん安保条約があり、行政協定があり、両者の間に今緊密な連絡がとられるであらうといふことは想像できるわけですが、それにしても、またそれであるからこゝろ、むしろアメリカの防衛計画の一環として日本の防衛計画が立てられてゐる。日本の独自の立場において日本の防衛計画が立てられてゐるのではないか。このことは、警察予備隊が設けられたあゝいささ、それからその後の自衛隊に至るまでの発展、これを見ますといふと、きわめて私は明瞭だと思ふのです。決して政府の言うやうに、政府独自の立場において、アメリカとの共同作戦といふことは一応考慮されるにしても、日本の独自の立場において防衛計画が立てられてゐるのではない。たとえば地上軍を十八万、三十五年度には十八万にするといふ政府側の考え方によつても、これは向う側の関連において十八万といふ数字が出てきてゐる。最近十八万が三十数万といふことが向うによつて要請されてゐるということも、これもまた隠れのない事実だと思ふ。今日は三十五年度までに十八万を完成するといふ計画で進んでゐる。しかしその計

面は、今言つたアメリカの防衛計画の一環として、アメリカ側からの要請に基いてそういう計画が立てられてゐるのではないか、このように考えられますが、その点に關しましては長官はどのように御説明されますか。

○國務大臣(船田中君) 日本国土の防衛については、日米安保条約によりまして、日本とアメリカとが共同の責任において防衛をするといふことになつておることは御承知の通りでございます。その日本の国土の防衛といふことが、同時にアメリカの大きな意味における国防に寄与するといふことも、これは当然考えられることであらうと存じます。しかし日本の防衛に關する限りにおきましては、それが同時にアメリカの利益になるにいたしまして、日本の国土の防衛といふことは今日日本の独力でこれを全うすることができませんから、従つてアメリカの協力を得て日本の国土の防衛をする、こういうことになるのでございまして、従つて日本国土の防衛といふことにつきましては日米間において緊密な連絡をとり意見の交換をするといふことは、私は当然であると存じます。また従来もやつてきておることでございます。しかし、さればといつて日本の防衛を、自衛体制をどのように整備するかといふことにつきましては、もちろん日本は独立国でございまして、これは日本の自主的に決定していくこととてございまして、その決定に當りましては、もちろんアメリカ側にも十分な連絡はいたします。しかしそれによつて日本の防衛体制を整備するについての自主性を失つておるといふことはございませぬ。ただ自主性を失わないとい

うことは、日本の独力で日本の国土の防衛ができるという意味ではないのでありまして、日本の自衛体制の範囲、あるいは限度、量的制限、そういうような問題につきまして、もちろん日本は自主的にこれを決定していく、こういうことでございます。

○堀眞琴君 アメリカとの緊密な連携のもとに日本の自主的な立場において防衛計画を立てられていく、こういう御説明であつたわけですね。もちろんアメリカとの関係では日本は一応は独立しておりますから、何もかも向う側の私は言いなりになつていくという意味で申し上げていくのではないのです。少くとも防衛計画、たとえば十八万の地上軍を日本の方では三十五年度までに完備する、こういう見解についても実は向う側が極東防衛という観点から十八万ぐらゐればどうやらアメリカの極東防衛ができる、こういう見解の上に立つてゐるのだ。私は時間がないので探すことはできませんでしたが、ただ西ドイツの防衛計画についてアイゼンハワーがまだ総司令官であつた当時、末期にアメリカの上院に喚問されて、そしてヨーロッパの防衛問題について証言を求められたことがありますが、そのときにアイゼンハワーは明確にヨーロッパにおけるアメリカの防衛のために西ドイツにはこれだけの軍備が必要である、フランスにはこれだけの軍隊を保持してもらわなければならぬ。フランスやイギリスの場合は北大西洋条約の理事会において決定された数字があり、これはそれぞれの国が承認をいたしまして、そして一応のヨーロッパ統合軍隊の整備ということが目標とされるわけでありまして、し

かし西ドイツの場合にはそうではなくて、アメリカのヨーロッパにおけるこのいわばアメリカの防衛のために西ドイツに対してこれだけの軍事力が必要であるというものを証言してゐるわけですね。日本の場合についても同じようにやはり極東防衛の観点から日本こそがアジアにおけるアメリカの防衛のために一番中心の勢力にならなければならぬ。そのためには日本はこれだけの軍備がどうしても必要なんだということがペンタゴンに於いては決定された意向だと思つてゐる。その意向に従つたたとえば池田・ロバートソンのMSA協定のための会議のときの具体的な数字である、あるいは向うのペンタゴンの代表者ともちろん側との間の話し合いというふうなものを通じて、そういうものが決定されてきてゐると思つてゐる。日本の独自の立場において十八万が日本の財政経済の上からいって最大限度、あるいはそれがぎりぎりの線だという形でこれがきめられた、しかもそれが防衛のために十分な地上軍の兵力であるという工合にしてきめられたというのではなく、やはりアメリカのペンタゴンの意向というものが強く反映してゐる、計画が出されたものだと思つてゐる、その点についてはいかがなんでしょうか。

○国務大臣(船田中君) 日本の防衛が同時にアメリカの自由主義を守るために寄与するであらうというところは、私は今堀委員の仰せられたようにやはりそういう関連性をもつておると思つてゐる。しかし日本から見れば、それがアメリカの利益にならうとなるまいと、日本の防衛は今日日本独自の力では防衛

ができませんから、アメリカの協力を得て日本の国土の防衛に任じておるというところでございまして。従つて先ほども申し上げましたようにアメリカ側と日本との間においては、日本防衛のために常に緊密な連携をとり、また意見の交換もいたしておるわけでございまして、しかし日本の防衛体制をどの程度にするか、また時期的にどういうふうにやつていくかという決定はもちろん日本政府の自主的な決定によるわけでありまして、アメリカの制肘を受けておるわけではございません。この日本防衛のために日米間において緊密な連携をとり意見の交換をしてゐる、これは事実でございまして、それをもちつて日本の防衛体制整備について自主性を失つたというふうには私は言えないのではないかと、もちろん日本防衛については日本は自主性をもちつてやつておるということを申し上げて差しつかえないと思つてゐる。

○堀眞琴君 アメリカ側の意向、あるいはアメリカの軍部当局の意向と言つた方が適切かと思つてゐるが、かつて東洋学者であり、國務省の顧問をやつておりましたオーエン・ラチモアが日本をアメリカはどう見るか、アメリカの政府あるいは軍部当局がどう見てゐるかという点に關しまして、こういう適切な言葉を述べたことがあるのです。日本という国は極東における最も進んだ軍需工場地帯である、それから日本という国は沈まない航空母艦である、それから日本という国は最も勇敢な兵隊さんをお供給することのできる国であり、しかも人口の数からいつても非常にたくさんある。これがアメリカの極東防衛という観点のいわば最も基本的

な考へになつてゐるのだ、こう述べたことがあるのです。私は今でもその見解はアメリカ側では變つていないと思つてゐる。こういうオーエン・ラチモアの表裏が向う側の対日政策といふか、あるいは極東防衛の一環としての日本の防衛といふものの根柢に横たわつてゐると思つてゐるが、そういう考へ方に対しては長官はどのようにお考へになりますか。

○国務大臣(船田中君) オーエン・ラチモアがそういうようなことを言つており、またアメリカのその他の評論家の間にもそういうような意見を言つてゐる者もあるというところは私も承知いたしております。しかし先ほど申し上げておりましたように、アメリカ政府から日本政府に対して日本の防衛体制はどういうふうにした方がいい、あるいはどうしてもらいたいというふうな要請を受けておることは全くございせん。日本の防衛についての日米間の相互の緊密な連絡及び意見の交換というところはやつておりますが、しかしアメリカ政府が日本政府に対してこういう程度の自衛体制を整備してもらいたいとか、あるいは陸上においてどれだけの作つた方がいいだろうとかいうようなことについては、アメリカ政府から要請を受けたことはございせん。

○堀眞琴君 次に伺ふのは、これもきのう松浦委員から質問のあつた点です。例の米軍撤退の問題であります。本年度は一万一千人さらに撤退することにきまつておる。で、三十五年に地上軍が十八万になつた場合においては、米軍撤退のいわば土台ができるのだ、基礎ができるのだ、こういう御説明であつたわけでありまして、

日本の防衛当局としてはその基礎ができた場合に、アメリカ軍が撤退することはアメリカの当局においてきめるだろうというお答えもあつたわけですが、防衛当局としてはそういう基礎ができた場合に、アメリカ軍が撤退するか、それは全部が撤退するのか、それともそうではなくて、現在も行われてゐる一部がさらにまた多数兵力にわたつて撤退するのか、その点についてどのようにお考へになつてゐられるか。

○国務大臣(船田中君) 昭和三十一年度におきまして防衛庁の持つておる主要なわゆる長期防衛計画の試案が達成されるといたしますれば、今堀委員の御指摘のように米軍撤退の基礎はできます。しかしその場合におきまして全部の陸、海、空三軍にわたつて撤退するかどうかというところは、これは主として國際情勢によることと、これは主として何といつても日米間の國際情勢についての見通し、そして日米間の合意によつて行われることと、ございまして、その時期は今明言するといふわけには参らぬのであります。

○堀眞琴君 御承知のようにアメリカでは昨年の大統領の年頭教書以来、国防当局としては海外の軍隊を少くとも地上軍についてはできるだけ早い機会にこれを撤退するといふ方針、なお、国内においても地上軍においては三百五十万から二百八十万ないし八十五万まで減らすといふ方針を立てて、昨年来それを着々やつておるわけですね。ただし海軍、空軍についてはむしろこれを増強する、こういう方針を明らかにして、そして特に空軍等についてはむしろヨーロッパにおいても強化されつつある現状だと思つてゐる。日本の場合について

てもやはり地上軍は撤退するかもしれないが、空軍、海軍等は現状維持あるいはさらに国際情勢のいかんによつては強化されるという方針のように見受けられるのですが、その点に關しましては防衛当局としてはどのようなお考えになっておりますか。

○國務大臣(船田中君) 地上の戦闘部隊は昨日も官房長から大體御説明申し上げましたように、早い機会に撤退していく計画が着々実行されつつあります。従いましてこれと見合つてわが方の陸上自衛隊をなるべく早く整備するといふことは必要があると考へて、また政府もその方針で従來増強を実現しつつあるわけでありませう。今後におきまして、この昭和三十五年における十八萬の陸上自衛隊を持つという方向に向つて進んで参るわけでありませう。しかし今お話のありましたように、海、空についてさらに増強されるかどうかといふことは、今のところこれは全くそれを予想する何らの資料も持つておりません。またそういうことにつきまして、少くとも私の接觸するアメリカの軍官の意向としても、そういうことは何ら示されてはおりません。ただ私の推察によりまして、アメリカが友好國に対する軍事援助なりあるいは共同の防衛というやうな問題についてやつておられます方向は、その被援助國が漸次自力でもつて防衛のできるやうな、少くともその國の經濟力あるいは財政と見合つて、その國なりの防衛体制を整備されるやうにと、そしてそれをアメリカの援助によつて漸次育成するといふ方向には進んでおるやうに見受けられます。

○堀眞琴君 今の問題は、同時にまた

日本の自衛体制の整備ということに關連してゐると思つてゐます。アメリカの国防当局は地上軍を、海外に派遣してゐる地上軍をできるだけ撤退する、そのかわりそれぞれの國における防衛体制を、その撤退した分だけ、それに見合うだけの地上軍を整備するといふことが、ヨーロッパでもアジアでもアメリカの防衛方針だと言ふことができると思ふ。これは私が言うのではなくして、アメリカの側においてそういう見解をとつてゐるわけですか。それから日本の十八萬の軍隊にしろ、あるいは西ドイツの何十萬になりますか、今のところはまだ最終的には決定しておりませんが、しかし北大西洋条約理事會において決定された、たとえばドイツの四十萬とか五十萬といふやうな兵力といふものは、全部これアメリカの地上軍の撤退に見合うものとして、いわばアメリカの地上軍にかわるものとして、それぞれの國において、日本ならば再軍備、ドイツの場合でも再軍備、その他の國においても、これは北大西洋条約に参加した國が、それぞれ条約上の義務に基いて兵力を整備する、こういうことになつておると思ふ。日本とドイツの場合には明らかに北大西洋条約に参加してゐる、たとえばイギリス、フランスのやうな立場においてアメリカとの共同作戦といふことを考へてゐるものではなくて、全く一方的にアメリカ側の要請に従つてアメリカ軍にかわる防衛体制を設ける、私はそういう見解の上に立つてゐると思ふのです。それからその空軍等の増強の計画については、これは私はたゞさんの新聞を見ていないからわかりませんが、

たとへば最も代表的なニューヨーク・タイムスなどを見ると、ほとんど毎号に對する記事なりあるいは毎号といつていいほど、たとえば對ソ戦略に對する記事なりあるいは毎号といつていいほどに空軍基地あるいはそれに加えて海軍の基地をも含めたアメリカの對ソ基地、ヨーロッパ並びにアジアにおける基地等に関する記事が載つてゐるわけですか。これはもちろんアメリカの國民に對してアメリカの國防がいかに万全であるかといふことを知らせる一つの意味を持つてゐると思ひますが、しかし同時にまたアメリカの考へてゐる對ソ戦といふものに對する一つの大きなデモンストレーションの意味も含んでゐると思ふ。私は五月十三日のニューヨーク・タイムスをここに持つておきます。これの五ページにもほとんど半ページに及ぶやうな大きな地図がありまして、たとえばイギリスには十七個所、ドイツには二十個所空軍基地が整備されてゐる。昨年の十一月のニューヨーク・タイムスの記事によりまして、たとえば西ドイツの場合には十四個所、イギリスの場合には十八個所、一個所減つておられます。フランスは八個所、五月十三日号によると、さらにまた八個所から十一個所にふえておるといふ工合で、アメリカの海外におけるこの基地群といふもの、特に空軍を中心とする基地群といふものが非常に強化されてきておられます。日本の場合にも、この地図では、日本の場合は十八個所となつておられます。昨年の十一月の記事は、補充基地を除いて、重要な基地は十二個所といふ工合に出ておられます。これを見ますと、十八個所になつておられます。その増加すると予定された部分についての説明は別に書

いてありませんが、しかしこれがアメリカの兩院において相當の論議の問題になつてゐるという見出しで、実はニューヨーク・タイムスの五月十三日号に出ておる。こういうやうな記事から見ましても、一方地上軍はそれぞれの國においてアメリカ軍が撤退するに應じてこれを整備する。しかし空軍基地を中心とする、海軍を含めての基地はさらに強化するといふ方向に向つてゐると、こゝろ思ふのです。この点に關して防衛庁當局はどのようにお考へになつておられるか。

○國務大臣(船田中君) 今お示しの点については、私詳細承知いたしておりませんが、的確なことを申し上げることができませんが、大體の方向としてはさういふ点において、先ほど申し上げましたやうに、被援助國の自衛体制がその國の力によつて漸次整備されるというように努力をする、その育成のために努力をするといふ方向をとつておるやうに存じます。従いまして昨日もお話しがございましたやうに、防衛生産の問題についても、今までのやうにただ既存の既製品を供与するといふだけでなく、技術なり、あるいは科學上の知識も供与して、さうしてその國の防衛生産がだんだん育成され、發展していくやうにしまして、さうして防衛体制を整備されるやうになるといふ方向にもつていまして、さういふ方向に進んでおるやうに見受けられます。しかしその空軍の基地の問題につきましては、私はその詳細なことを知りませんが、これについては的確な意見を申し上げることはできないわけでございます。

○千葉信君 議事進行について。今本

會議が始まつたようですが、今日の本會議で第二番目の案件として、昨日この委員會で採決になつた運輸省設置法案の審議があるわけですか。どなたが委員長報告をされるか知りませんが、委員會としては當委員會にかつた法案が本會議で審議されるときに欠席していいといふことにはならないと思ふのです。この際休憩してその本會議における議案の採決に加わることが至当だと思ひます。この際委員會を休憩していただきたい。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(青木一男君) 委員長は本會議中も本委員會を開くことに議長の許可を得ておりますから、質疑を継続する方針であります。

○千葉信君 本會議の最中、委員會を開くといふことについては、委員長は議長の許可を受けておられるでしょう。それは私も認めます。しかしそれは他の場合であつて、この委員會で採決した法律案が本會議にかつておるときに、その採決に本會議で加わらなくてもいいといふことにはならないと思ひます。當然の措置だと思ひますので、暫時休憩して、その本會議における法律案の審議が終つたあとでまた再開するやうに、當然なことですから……。(江田三郎君終つたらすぐ始めたい。こちらの法案だけ上つたらすぐやつたい。と述べ) 當然のことだろう、君。筋の通つた話だろうが。それは強引に押すべき筋合の問題じゃない。筋の通る話はやはり聞かなければならぬ。(「休憩々々」と呼ぶ者あり)

○委員長(青木一男君) それでは本會議における當委員會の關係法案が議了

第一部 内閣委員會會議錄第五十号 昭和三十一年五月二十三日 【參議院】

したら、堀君の質疑を継続いたします。そういう了解で暫時休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

午後零時一分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○堀眞琴君 アメリカ側の最近の戦略態勢として、先ほど申し上げた地上軍の海外からの引き揚げと、海空軍、特に空軍基地の増強、それからもう一つは、最近原子兵器の拡充ということが、戦略態勢あるいは世界政策の上からアメリカ側では必死になってその態勢を整備しようとしております。もちろん原子兵器にもいろいろありましようが、戦術兵器としての大型水爆、あるいはその他の原子兵器、並びに小型のたばこ型飛行機に積むことができるような、あるいは砲弾の先にくっつけることができるような戦術的な原子兵器というものを拡充していく。しかも戦術的な原子兵器については、これはそれぞれ別の国にもこれをアメリカ側から供与するなり、あるいはそれぞれの国においてこれを作るなりして、将来とも原子兵器を中心としての態勢を作り上げる。これが私はアメリカ側の最近の戦略的な、あるいはまた世界政策の上からいう態勢だと見ることができると思ふのです。現にアメリカの軍部当局は、ヨーロッパ側に関してはきわめて近い将来に原子兵器を拡充させるようにする。西ドイツには原子砲がすでに何門かいつていることは、昨年この法案が審議されていたとき、ちょうど日本にオネスト・ジョンが持ち込ま

れたというニュースと一緒に論議的になったのですが、日本に対してもアメリカ側としては、アメリカ駐留軍がこれを整備するだけでなく、将来は日本の自衛隊に対しても小型のつまり戦術的な原子兵器を持ち込もうとする意図があるようにうかがわれるのであります。この点に關しましては長官としてはどのようにお考えになっておられますか。

○國務大臣(船田中君) 原水爆をわが国に持ち込む問題につきましては、これは重光外務大臣とアリソン・アメリカ大使との間の協定によりまして、その場合には事前に必ず日本政府の同意を要するという取り扱いになっておりますので、日本政府としては原水爆を日本に持ち込むということには賛成しないという方針をもつておるわけでありまして、従つて自衛隊といたしましては、今御指摘もありましたような、たとえ小型でも原子兵器を持つというような考えは、原水爆を持つというよりなことは考えておりません。

○堀眞琴君 たとえば、昨年のオネスト・ジョンの持ち込みの問題ですが、当時の外務政務次官が本委員会におきまして、たしか三月の下旬ごろにそういう話があったというのを発表された。その後外務大臣からその政務次官の言葉に対して否定的な御発言がありました。だいたいこの委員会もこの問題で紛糾をしたことがあるのです。ちょうど二十二国会の末期でありまして、国防会議構成法案が成立するかしないかというせとぎわであり、そこへオネスト・ジョンの問題が持ち上つて、この問題が論議されたわけです。で、外務大臣のそのときの発言では、いつ向うか

ら話があらたなということについては何ら説明がなく、原子兵器——広い意味では原子兵器になるかもしれないが、現実にたばこ型オネスト・ジョンは弾頭に原子兵器を使わない、従つて原子兵器ではないという説明があったのです。私もそのオネスト・ジョンが原子兵器であることは、これは間違いないという考え方を持っており、政府の方では弾頭に原子弾をくっつけない以上は原子兵器でないということでは対立したままに国会が終つてしまつた。あのときの論議のときにも明らかにになりましたように、なるほど重光さんとアリソン大使との間に話し合いが行われたことも、私もその当時政府の発表によつて知つたのです。ただしそれは単なる口頭による約束である、こういうことでありまして、駐留軍がもし駐留軍の防衛という観点から日本にたとえ小型の戦術的という意味よりは戦術的な武器としてこれを持ち込むというような場合についても、あの去年の例に示したように、日本政府の承認を得なければ、ということなんです。あのときのいきさつからいって政府がこれに対して承認を与えるということは、あとになつて発表されたことで、政府は初めは知らぬ知らぬという回答をわれわれにはしておたわけなんです。今後おそろくアメリカの全体的な戦略態勢からいって、ヨーロッパには小型の原子兵器を供給するなり、あるいはそれぞれの国にそういう原子兵器を作らせるなり、そういう方向がとられていくと思ふのです。が、日本の場合にはまだ原子兵器を作るといふ段階にまで原子兵器に關する研究が進んでおりませんでしよりし、また

日本の国内においてそういう原子兵器を作るというようなことは、これはできないことです。そうなりますと、結局アメリカ側から日本に持つてくるという場合も生じてくるのじやないだろうかというところが懸念される。で、政府の説明の通りに、たとえ小型のものにして、日本に持ち込む場合においては日本側の承認を必要とするのだということ、あくまでも通せるかどうかというところ、これはまた国民がアメリカの全体の態勢からいって、将来日本にそういうような武器があるいは兵器が持ち込まれるだろうということに心を配するのあまり、今の御答弁のうちに政府としてはあくまでも向うから話があることだろうし、それに対しては政府当局としてはあくまでもこれを拒否する態度である、こういう御答弁であります。それをあくまでも通していただきたいし、しかしまた他方においては、アメリカ側としては日本との間に安保条約があり行政協定がある、それから今日の国際情勢の上からいってどうしても原子兵器を持ち込まなければならぬのだという見解をとつたとすれば、日本政府に対しては一応通告するでありまして、これがこれに対して拒否することができないような態度で向う側が臨むということも想像される。現に西ドイツに対する原子砲の持ち込みに対して、新聞等によりますと、かなりの反対の意見も行われておるような情勢であります。そういう情勢のもとで、果して政府はきげんとした態度を持つて、アメリカ軍の原子兵器持ち込みに対してこれを拒否することができんかどうか

か、これは私ばかりじゃない、国民が非常に大きな疑念を持つて、あるいは危惧の念を持つて見ているところだといつても差しつかえないと思ふ。その点に關しても一度、長官の御説明をお願いしたいと思ふ。

○國務大臣(船田中君) 原水爆を日本に持ち込むという場合においては、先ほど申し上げましたように、あらかじめ日本政府の同意を要するという話し合いになっております。そうして日本政府としてはこれを持ち込んでもらいたくない、また自衛隊といたしましては、原水爆を持つというようなことは全然考えてもおりません。またそういう計画も持つておりません。このことは今後十分その方針を貫徹し得るものと私は信じています。

○堀眞琴君 なお、これに關連して、これは吉田内閣時代によく言われたことですが、憲法上にいう戦力というものは、近代戦を遂行し得る戦力である、その実体は何かといへば、たとえば原子兵器、こういうことが當時はしばしば言われた。アメリカ側の意向としては、確かにその方向に沿つていふと思ふ。日本政府の同意を必要とするのだ、こういう話し合いになつていふから、向うから持つてきた場合においては、日本政府としては、これに対して独自の立場において、あるいは拒否する、あるいは受け入れるかといふこと、態度はおきめになると思ふますが、もちろん日本ばかりじゃない、アメリカ政府では、ヨーロッパの場合についても、それぞれその国の政府当局の同意を得てやつていけるわけでありまして、近代戦を有効に遂行し得るという戦力としての原子兵器の重要性ということ

は、これは申し上げるまでもなく、非常に大きいもので、おそらくは決定的な意義を持つてゐると思ふ。有効な防衛体制を作り上げるということになれば、当然原子兵器の問題も、日本の国内でもやはり防衛当局としては考えざるを得ない段階にいくのではないだろうかというところが懸念される。そのため私は、この問題については特に防衛当局のきぜんたる態度を望みたいというわけで、それでお尋ねしている。もう一度その点、確認したいですから、長官の御答弁をお願いしたい。

○國務大臣(船田中老) 自衛隊が原水爆を持つてゐることは全然考慮しておりません。今後におきましても、たゞいまいろいろ御指摘がありました。が、いわゆる近代戦争を遂行し得るに足る軍備というよりなことではなくして、しばしば申し上げておりますように、わが国の国情に相應する自衛のための最小限の自衛体制を整備するということとどまるのでありまして、それ以上、よその国に脅威を与えるようなら再軍備をしようというようことを考へておるのではございません。これは参考のためにつけ加えて申し上げておきますが、先般国防次官のロバートソン氏が見えまして、日本の防衛体制も見て行かれたのですが、それから南韓国に、極東軍司令官のレムニツァー大將とともに行かれまして、そのときに京城で各国の記者諸君の会談がありまして、そのときに南韓国の新聞記者がロバートソン、レムニツァーに対して、日本の自衛体制をアメリカが支援して、そうして自衛体制を整備していったときに、それがやがて韓国を初め、西太平洋における国々の脅威にな

るような心配はないかという露骨な質問があつたのでございまして、これに對しまして、ロバートソン及びレムニツァー將軍からは、明瞭に、日本の自衛隊は日本防衛の最小限度のものを作つておるといふことを自分たちは承知しておる、またアメリカから相当艦船、飛行機等の供与をしておられるけれども、その日本自衛隊の整備の方針を逸脱するものではない、従つて韓国を初め、西太平洋の諸国に脅威を与えるというようなことは絶対にない、そういうことにはならぬから御安心を願ひたいという趣旨の答弁をはつきりせられておりました、そのことは私、直接そのときに携つておつた極東軍司令官からも私は聞いております。また外国の新聞にもそのことは出ておるようございまして。

○堀江軍君 次に、軍縮の問題についての見解をお尋ねしたい。原子兵器を含む軍縮の問題は、昨年のジュネーヴの四巨頭会議でも話が出て、それがきっかけになつて、昨年の八月の末から国連での軍縮小委員会が開かれて、今日までなお続いておるわけでありまして、しかも具体的な案が英仏側からも出る、ソビエト側からも出る、あるいはアメリカ側からも出る、そしてそれが漸次歩み寄りの形になつておる、まだその成果を見るまでには至つておらない、しかし一応の見通しがつくところまでは私は来ておると思ふので、それともう一つ、ソビエト側では昨年六十五万の兵隊を削減したし、それからフィンランドにある基地を返還しておるといふようなことも、当時新聞で伝えられた。また今年になりますという、今月の半ばでありますか、

さらに百二十万という軍隊を削減するといふ発表が行われておる。これに對しまして防衛当局としては、軍縮の方向等についてどのような見通しをつけられておるか。このことは同時にまた、日本の防衛体制を整えるという問題と重大な関連があると思ひますので、防衛当局の最近の軍縮に関する御意見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(船田中老) 私もいろいろ国際情勢及び軍縮の問題についての専門的な知識を持つておりませんが、堀委員の御質問に對して的確なお答へができるかとは存じませんが、軍縮、世界的に軍縮の方向に進みつつあることは、たゞいま御指摘の通りだと思ひます。しかし、これは結局、東西の勢力の均衡という問題が、一番大きな問題になると思ひますが、自由主義国家群の方では、米英を初めとして、いづれも第二次大戦後、一応みな復員をいたしまして、終戦直後においては平時編成にみな返つております。ところがソ連だけは、全然平時編成に返らずに、ずっと増強をいたしておるわけございまして、それを昨年、今御指摘のようになつて六十五万減らし、あるいは本年百二十万減らすことになりまして、それが果してソ連の実質的な軍縮になるかどうかといふことを私は相当疑問があると思ひます。米ソの關係のそういう軍縮についての方針、あるいは軍縮をやろうとしておる努力に對しましては、私はもうそれを認むるにやぶさかではございませぬけれども、しかしそれが東西間の勢力の均衡がいかによくなりましようとも、日本としては別に仮想敵國を持つておるものではないのでありますして、独立國といたしまして、自衛の

体制を、最小限度の自衛の体制をぜひ整備しておきたい。これは要するに今までのいろいろな過去の歴史、周辺に起つた事実から見、あるいは中近東の今日の情勢、いろいろさういふ国際情勢から見まして、たとへば第三次世界大戦、すなわち原水爆をもつてするやうな大規模の戦争がないといひましたも、さればといつて部分戦争なり冷戦が全く終息してしまつたものではないといふ今日の国際情勢を見て参りましたときに、やはり日本といたしましては、国力及び国情に於て、最小限度の自衛体制を整備するといふことが絶対に必要である、この整備することによりまして、少くとも日本に對する侵略の意圖を事前に阻止し得る効果が、それによつて発揮せられるのではなからうか、かように考えますので、世界的軍縮の問題の成功は希望し、またそれを期待いたしますけれども、しかしそれにもかかわらず、やはり日本としては最小限度の自衛体制をすみやかに整備することが適當であると考え、またその方針に従つて政府は漸次自衛体制を整備して参りたい、(と、ダレスが言つた)と呼ぶ者あり)かように考えております。

○堀江軍君 ソ連の兵力削減計画に關しまして、きよりの朝日新聞には、ニューヨーク・タイムズのレストン記者の書いた記事が載つております。ソビエトの兵力削減に對しまして、ダレス長官が述べている考え方というのは、全く同じなものであります。(レコードを讀つてきたのだ)と呼ぶ者あり、笑聲)ダレス長官はさう述べているので、ソ連に原子兵器を造られるより

百二十万のソ連兵に見張り兵に立つてもらつてゐる方がよい、こゝ言つて兵員削減の価値を疑ふむねの表明を行つた。ところが一方ウィルソン国防長官は、これを非常に歓迎する、正確な意味は分らないが、モスクワ発表は正しい方向への一歩前進である、こゝういふ工合に述べておる。あるいはまたスタウセン氏は、さらにまた希望的な意見をも含めて、ソ連にこゝういふ問題についてのイニシアチブをとつてもらいたいといふわけは願つてゐた、今度の計画の発表はきつめて歓迎すべきものである、こゝういふ工合に発表してゐる。レストンといふ人は御承知の通り世界でも軍事通の記者として有名な人であり、そしてこのレストン記者の観測は、アメリカ国内ばかりでなく、世界の各国においても、少くとも軍事面に関する限りは非常にこの人の意見を尊重してゐる。(「ダレスを除いては」と呼ぶ者あり、笑聲)そこでアメリカの政府ですらダレス長官が述べていることと、国防長官なり、あるいはスタウセン氏の述べていることが違つてゐる。むしろ国防当局の側においては、軍縮の方向に一歩前進したものだ、こゝういふ工合に見てゐるのですが、日本の国防当局としては、この問題について、ダレス長官と同じよ

うな見解を持つておられるのですか、今のお話ではどうもダレス長官のお話と全く同じように思われるのですが、いかがですか。(「まだ新しいレコードがきていない」、「向うが似ているのだ」と呼ぶ者あり) ○國務大臣(船田中老) ここで軍縮論議をしようとは思ひませんが、しかし私の軍縮問題についての見解をお尋

ねでございましたから、私は率直に申し述べたわけでありまして、別に今のダレス長官がどういふふう言われたかというのを調べて申し上げたわけではございません。軍縮の方向に進むという事は、これは私は非常に望ましいことであり、またそれに大きな期待をかけてよろうかと思ひますけれども、しかしその軍縮の問題と別個に、わが国といたしましては最小限度の自衛体制を整備するという事に努力していくことが、独立国といたしまして、あるいは起るかもしれない侵略の意図を阻止する上において、これは有効な手段である、どうしてもそれだけのことはやっておきたい、おのの国家としては必要である、かように考えておる次第でございます。

○堀眞琴君 先ほどのお話の中にあったのですが、第三次大戦の起る危険はないだらうと思ひますが、しかし部分的な戦争の危険は依然として去らないというお話があった。おそらく具体的には地中海の東の方の地域を指している、中近東方面を指しているのだらうと思ひます。確かに中近東方面においては、かなり切迫した事情のあることも大体において認められると思ひます。しかしその切迫した事情、新聞等によりますと、国連の事務総長等が奔走いたしまして、これを未然に防ぐという方向が大体において明らかになつておる。最近の世界の諸問題、紛争問題に対する傾向は、実際の物理的な力によつてこれを解決するのではなく、むしろ平和的な手段によつて解決するという方向が確立されていると思ひます。昨年の十月のジュネーヴの四国外相会議、あれは何ら成果を見なかつたと言われて

います、しかし依然としてジュネーヴ精神は生きていゝというこの一点については四国外相ともこれを承認したわけですね。あれ以後の国際情勢を見ますと、力によつて解決する力の政策というものが次第に退いて、今日では平和的な手段による解決ということ、国際政治上の一定の方向として確立されてきているのではないかと。そうなりますと、部分的に戦争の危険があるということでも、自衛体制を整えなければならぬというその根拠が非常に薄弱なものになつてくると思ひます。もちろん部分的な紛争問題は、これは今後とも全然なくなることは私も予想しないのです。いろいろなところに、いろいろな問題が起つてくると思ひます。しかしそれらの紛争が、大体において力によつて解決するのではなくて、平和的な方向において解決されるという世界政治の原則です。国際法上の原則ではないでしよ、が、国際政治上の、世界政治の原則が今日確立されているという事は、これは認めなければならぬと思ひます。従つて部分的な戦争の危険があるからという事は、最近の国際政治の方向にも私は反するのではないかと思ひます、その点重ねて御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君) 軍縮に向ひつつあるという傾向、これは私認めます。しかし先ほど来申し上げてゐるうちに、部分戦争なりあるいは局地的の紛争というものの全然なくなつたといふことは、これはなかなか手放しで樂觀はできないと存じます。そこでこれは堀委員も御承知の通り、永世中立国と言われているスイスにしても、あるいは北の理想境と言われるスエーデン

にいたしましても、相当な軍備を持つておることは御承知の通りであります。私も数日前にちやうどインド大使に会いまして、最近の日本の政治家の諸君が非常にネール首相の理想にあらがれて会いたいといふことを言つておる者も多いが、というふうないろいろ話をしましたときに、聞いてみまうといふと、インドの予算総額のうちの大体一八・四というものは軍事費が占めておる、ごく最近まではインドでも共産党を弾圧しておつた、最近はその日本に友人たちは、そういうインドの事情を多少誤解しておる向きもあるのではないかと、というふうな話もあつた。これは決して私はそれをどうこう申すのじやありません、ただ御参考のためにですが、やはり独立国であり、そして従つて部分戦争やあるいは局地紛争というやうなことが絶対になくなつてしまつたといふ安心のできない今日の国際社会におきまして、最小限度の自衛体制を持つておるということは、私はこれはどうしても必要である、かように考えますので、理想はもちろん軍備というやうなものを全然全廢できるやうな、すべての国が一つになつて、そして文化国家を建設するといふ方向にでも進んでいくことができれば、まことにけつこうだと思ひますけれども、しかし今日の事情におきまして、また近い将来の国際情勢を見て参ります場合には、やはり日本としては最小限度の自衛体制を整備する必要がある、かように結論せざるを得ないと思ひます。

○堀眞琴君 私もおつしやる通り局地的な紛争はなくなるとは申し上げてないのです。局地的な紛争は今後も起るだらうと思ひます。ことに中近東方面の事情は非常に複雑でありますから、そこへもつてきましてフランスの植民地もあることだし、それらが独立をしようといふのでいろいろ問題が起つておる。キプロス島の問題などについてはあのような新聞の報道もあるわけですね。今後とも植民地と植民帝国といふことが、それを領有している帝國主義国家との間に問題が起つていくだらうと思ひます。しかしそれかといつて、おつしやる通り局地的な紛争が局地的な戦争にまで発展するかどうかといふことの通達は、私はあなたの方で違ひます。もちろんその危険はある、戦争になる危険が全然ないとは申し上げない。しかしそれをどうにかして未然に防ぐという努力が行われてゐることも事実です。そしてその努力が最近はいずれも成功してゐると、こゝろ世界の情勢ではないかと申すのです。ですから戦争の危険はあつても、戦争の危険をできるだけ關係国家間あるいは大國間の話し合ひで解決するといふ方向が確立してゐると思ひます。のみならず、国連の機構そのものが、四大國なりあるいは中國を含めれば五大國になります、この大國間の協調という基礎の上に国連憲章が打ち立てられ、その運営も行われるといふ方式になつてゐるわけですね。その一つの現われが安全保障理事会におけるところの拒否権の問題だと思ひます。つまり、大國間の協調といふことが国連の精神でもあり、今後

この大國間の協調も、おそらく政府の側ではおつしやるだらうと思ひますが、一九四七年のトルーマン・ドクトリン、あるいはマシーナル・プランといふやうなものから協調が次第にあやしくなつてきたといふ事実もあります。しかし、少くとも朝鮮の休戦、インドシナの休戦、そして去年のジュネーブ会議といふ諸過程を通じて、また大國間の協調へ戻らうとする空氣が非常に強くなつてきた。局地的な問題についても、やはり關係國なり大國間の話し合ひで解決するといふのが今日の世界政治の方向だと思ひます。従つて、局地問題が起つたにしろ、それがただちに戦争に発展して行くだらうといふことを考えるといふことは、私は最近の国際政治の方向に照らして逆行するものじやないかといふやうな工合に感じられるわけですね。政府の方では、さうじやないのだ、あくまでも局地戦争の心配がある、だから最小限度の自衛体制を整備するのだ、こゝろ言ひ一本槍ですが、もう少し私は国際情勢等について目を向けてもらいたい。そのことがひいては日本の国際的地位を高めることにもなるのではないかと、工合に考える。特にそれで防衛庁長官のそれらに關するところの見解をただしたわけですね。もう一度、この最近の国際政治あるいは世界政治の方向、軍縮をも含めてさういふ方向と、それから自衛体制を整備するといふ日本の考え方、この二つの間の問題をどのように考えたいらるるか、もう少し具体的に御話を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君) 今御指摘のやうに、国際情勢が緩和の方向に進んで歩くだらうといふことは、これは私も

認めてよろしいと存じます。昨年の七月十八日から行われたいわゆる巨頭会談の際には、非常にジュネーブ精神が高潮され、平和の空気が高まった。ところが、その後十月末の四国外相会議のときには、またこれが幾らか逆転した。また、その後はフルシチョフあるいはブルガーニンがインドやその他を旅行したときの空気は、また非常によくなかった。しかし最近の状況は、今堀委員のお話の通りに、だいたいいい方向には進みつつあるように存じます。しかし、さればといって世界の歴史が、過去何千年かしりませんけれども、とにかく少くとも有史以来二千年の歴史が証明するがごとくに、全く何らの戦争がないということを今断定するといふことは私は不可能だろうと思いません。ですから、私らは戦争の起らないようにむしろ自衛体制を整備することが必要である。これは、最近起っている幾多の紛争を見ましても、またあの第一次大戦、第二次大戦のときの状況を見ましても、お互いに侵略すれば非常な損をするということがはつきりわかれば、私は侵略はしないと思う。ですから、日本が自衛体制を整備するということによりまして、へたに侵略したらいへんだ、侵略しない方がいいということとで、侵略の意図を事前に阻止するということが非常に大切なことであり、そのためには、私はどうしてもやはり最小限度の自衛体制を整備することが必要である、これがもつとも安価な独立国の保障である、かように私は考えます。

○千葉信君 勳議。本日はこれにて散会。

○委員長(青木一男君) 堀君、質疑はいかがですか。

○堀眞琴君 次の機会にゆずります。

○委員長(青木一男君) 堀君の少しならやっていた方がいいと思えます。どうぞ質問を継続願います。

○堀眞琴君 なお、私の質問は軍縮問題その他国際情勢に関する問題は外務大臣に御答弁を願わぬと納得できないので、これも近い機会に外務大臣に御出席願って質問をしたいと思えますから、そのようにお取り計らい願いたいと思えます。

○千葉信君 きようは大体午前中ということです。十二時四十分あたりは午前中という常識に入るのか入らぬのか、常識に従ってこちらで一つ散会しなさい。「時間は厳守しようじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(青木一男君) 正十時から始まっていけばまたということもありますが、きようは……。

○島村軍次君 まあ三十分ということだから、あとは限定してきようは散会されたらどうでしょう。

○委員長(青木一男君) 委員長が質問をしない人にして質問させるわけにいきませんから、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

昭和三十一年五月二十六日印刷

昭和三十一年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局